

## 原子力災害発生!

### 原子力災害が起こったら

市は、原子力施設の状況に応じた緊急事態の区分により、国、県及び原子力事業者から通報連絡を受けます。

市長は、内閣総理大臣から屋内退避、避難の指示を受けたとき、又は市長が自ら必要と判断したときには、屋内退避又は避難の指示を行います。

### さまざまな方法で連絡があります

テレビ、ラジオ、防災行政無線（戸別受信機含む）、広報車、みなみそうまチャンネル、携帯電話への緊急情報等メールサービス、南相馬ひばりエフエム（臨時災害放送局（FM87.0MHz））、SNS、公共情報コモンズ、市ホームページなどあらゆる方法を使って連絡があります。



### 屋内退避

屋内退避の指示が出たら、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避して下さい。屋内退避中は、防災行政無線（戸別受信機含む）、広報車、南相馬ひばりエフエム（臨時災害放送局（FM87.0MHz））、みなみそうまチャンネル、SNS、公共情報コモンズなどを通じて流される情報を確認して行動して下さい。

### 住民等への広報・指示

市からは、以下の広報・指示を行います。

#### 緊急事態の発生と避難の準備

#### 屋内退避の指示

#### 避難指示

### 正しい情報をもとに 落ち着いて行動しましょう

○市からの防災行政無線（戸別受信機含む）、広報車等の情報に注意して下さい。

○市からの情報を信じ、うわさやデマに注意して下さい。

○テレビやラジオからの正しい情報をつかんだり、近所の人々と情報確認をして下さい。

### 避難の実施（避難の方法参照）

避難の指示がでたら、以下の方法で避難を開始します。

- 自家用車を利用できる住民は自家用車で避難します。（スクリーニングポイントへ直接向かって下さい）
- 自家用車を利用できない住民は、あらかじめ定められた一時集合場所に集結した後、バスにより避難所へ避難します。

### 一時集合場所

市職員、消防署員・団員、警察官の誘導のもとに、原則、徒歩で指定された一時集合場所に集合します。

### スクリーニングポイント

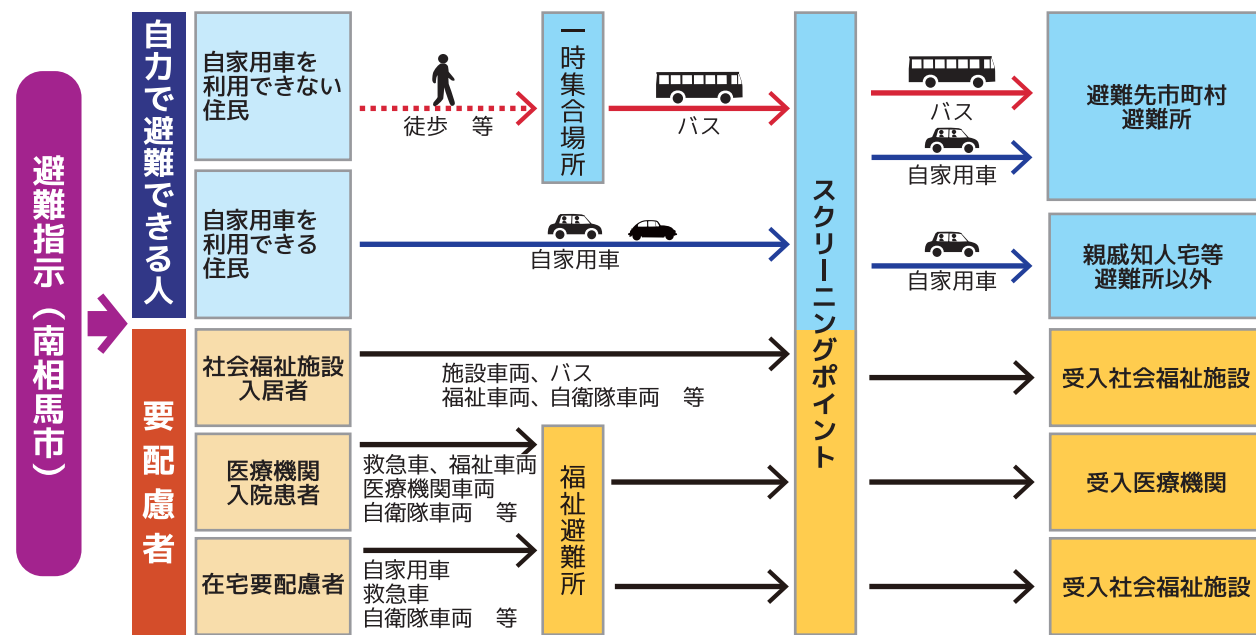
避難経路途中に設置するスクリーニング会場において、避難するみなさんの体表面の汚染スクリーニングを行います。

### 要配慮者の避難

市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、原子力災害の特殊性に留意して、情報伝達・避難誘導體制を整備し、避難誘導を行います。

### ●避難の方法

災害時には、自家用車を利用できる人、利用できない人、要配慮者の方によって避難方法も変わってきます。



### 避難などの指示が出たら

あわてずに避難の準備を行い、市からの指示を確認し行動して下さい。

ガスの元栓を閉め、電気のコンセントを抜きましょう。



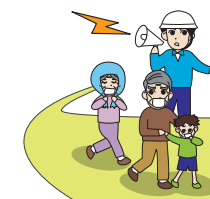
戸締まりをしましょう。



近所の人と声を掛け合いましょう。



市職員、消防署員・団員、警察官の指示に従い行動しましょう。



指定された一時集合場所、避難所等へ、長袖、長ズボン、マスク、帽子を着用し、貴重品や必要な持ち出し品を持って避難しましょう。



### 市外 避難先